令和2年6月1日全部改正 令和2年8月3日一部改正 令和2年8月19日一部改正 令和2年9月11日一部改正 令和3年4月26日一部改正 令和3年5月21日一部改正 令和3年9月27日一部改正 令和4年1月26日一部改正 令和4年2月16日一部改正 令和4年4月1日一部改正 令和4年6月16日一部改正 令和4年9月15日一部改正 令和4年11月21日一部改正 令和5年3月31日一部改正 令和5年4月26日一部改正 令和5年5月12日一部改正 令和5年6月27日一部改正 令和5年10月30日一部改正 令和5年11月16日一部改正 令和6年1月23日一部改正 令和6年8月20日一部改正 令和7年3月28日一部改正

# 入札及び契約心得

航空自衛隊 第2補給処

## 第1章総 則

# 1.1 目 的

この入札及び契約心得(以下「心得」という。)は、分任支出負担行為担当官航空自衛隊第2補給処調達部長(以下「分支担官」という。)と請負、売買その他の契約について、入札等に参加しようとする者及び契約を締結した者(以下「相手方」という。)が知り、かつ、守らなければならない事項を定めるものとする。

## 1.2 原 則

相手方は、この心得を熟知の上、競争参加資格審査申請書の提出、競争契約の入札、随意契約の見積書の提出及び契約の締結を行い、かつ、これらに関する義務の履行又は権利の行使にあたらなければならない。

## 1.3 資料の提出・提示

相手方は、航空自衛隊第2補給処(以下「2補」という。)に資料を提出又は提示する場合には、不真正な資料を提出又は提示してはならない。

# 第2章 資格審査

# 2.1 相手方となる資格

相手方となるためには、競争参加資格審査の申請を行い、審査を受けた後、 有資格者名簿に記載された者でなければならない。ただし、随意契約において 契約金額が僅少であるとき、又は緊急又は特別の理由により有資格者でない者 を相手方として選定する必要があると認める場合で、航空自衛隊第2補給処調 達部長(以下「調達部長」という。)の承認を得た場合はこの限りでない。

# 2.2 申請書の提出

競争参加資格審査の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、大臣官房会計課長又は調達部長の公示による受付期間(通常1月初めから同月末日まで又は調達部長が別に定める期間)内に一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)(以下「申請書」という。)1部を調達管理課に提出するものとする。なお、申請者は、受付期間を経過した後であっても申請書を提出することができる。

## 2.3 申請書の添付書類

- 2.3.1 申請書の添付書類は、申請者が新規に営業を開始した者である場合その 他特別の理由がある場合を除き、次に掲げるとおりとし、各1部とする。
  - (1) 営業経歴書

申請者が自ら作成している会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所(地域を代表して主に契約を締結する本店、支店、 事務所等)の所在状況の判る書類で申請日1年以内に作成したもの。

## (2) 納税証明書の写し

- ア 法人の場合は法人税、消費税及び地方消費税、個人の場合は所得税、消費税及び地方消費税とする。
- イ 納税証明書の様式は、国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙様式第9号書式(その2、その3、その3の2又はその3の3)とする。

## (3) 身元を証明する書類

法人の場合は、登記簿謄本(商業登記法(昭和38年法律第125号)第6条第5号から第9号までに掲げる登記簿等の謄本をいう。)、個人の場合は、 身元を証明する書類の写しとする。

なお、官公需適格組合の場合は、経済産業局長(沖縄総合事務局長を含む。)が発行する官公需適格組合証明書の写しとする。

## (4) 財務諸表類

法人の場合は、申請直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算 書及び利益金処分(損失処理)計算書、個人の場合は、申請直前1年間の決算 での営業用純資本額に関する書類及び収支計算書(確定申告書等財務諸表類 に類する書類)とする。

なお、適格組合にあっては、組合及び構成組合員のそれぞれに係る財務諸 表類

- (5) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条第3号に該当しないことの誓約書
- (6) 役員等名簿
- (7) 契約の締結に係る代理権を付与された者が、申請書を提出する場合には、 委任状その他契約に係る代理権を付与されたことを証明する書類
- (8) 代理契約を締結している者が、当該代理契約の対象となっている物品等の契約に関し申請書を提出する場合にあっては、委任状その他代理契約を締結していることを証明する書類
- 2.3.2 添付書類のうち公的機関が発行する書類は、発行日から3か月以内のものとする。また、複写機により複写したもので、内容が鮮明なものであれば、 写しによることができる。
- 2.3.3 2.3.1(4)に掲げる書類は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第 24条の規定により作成された有価証券報告書をもって代えることができる。

# 2.4 資格審査

- 2.4.1 競争参加資格審査については、3年に一回定期の審査(以下「定期審査」という。)を実施するものとする。
- 2.4.2 有資格者としない者

調達部長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の各号のいずれかに該 当すると認められる申請者は有資格者としない。

- (1) 競争に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (3) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に規定する組合(以下「組合」という。)を直接又は間接に構成する組合及び事業者であって、組合が受注を希望する品目に係る事業と同一の事業を行っている者(以下「関係組合員」という。)が前2号の規定に該当する場合の当該組合
- 2.4.3 有資格者としないことができる者
- 2.4.3.1 申請者が次の各号のいずれかに該当すると調達部長が認める場合には、 その者について3年以内の期間を定めて有資格者としないことがある。そ の者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様と する。
  - (1) 契約の履行に当たり、故意に物品の製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - (6) 前各号の規定により有資格者としない者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2.4.3.2 申請者が審査時において、次の各号のいずれかに該当すると処長が認める場合には、有資格者としないことがある。
  - (1) 前年度の法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税を申請書提出の時までに納付していない者
  - (2) 資産の状況及び信用度が極度に悪化している者
  - (3) 組合を構成する者の過半数が関係組合員でない組合

- (4) 官公需についての共同受注体制が確立していない組合
- (5) 組合の団結が弱く、かつ、熱心な指導者がいない組合
- (6) 組合の経理的基礎が確立していない組合
- (7) 関係組合員が(1)及び(2)又は2.4.3.1の各号のいずれかに該当する場合の当該組合

# 2.4.4 有資格者とする者

申請書の次に掲げる事項に係るそれぞれの付与数値の合計に対応する級別をもって資格が付与された者とする。

- (1) 製品の年間平均製造実績高(直前2年間の平均)又は商品の年間平均販売実績(直前2年間の平均)
- (2) 自己資本の額
- (3) 生産設備の額(物品の製造の契約の場合に限る。)
- (4) 流動比率
- (5) 営業年数
- 2.5 有資格者名簿への記載及び資格審査の結果の通知
- 2.5.1 申請書の提出を行った場合には、2.4 により資格審査が行われ、有資格者と認められた申請者は、有資格者名簿に記載されるとともに、資格審査の結果は、資格審査結果通知書により申請者に通知される。
- 2.5.2 資格審査の結果について通知を受けた者は、その結果について不服がある場合には、調達管理課に不服申立を行うことができる。
- 2.6 資格の有効期間
- 2.6.1 2.4 の規定により決定した資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載された期間とする。
- 2.6.2 特別の理由により、2.4 の資格の決定が遅れた場合においては、直前の定期審査以降に資格を取得した者で引き続き次期の定期審査に係る申請書を提出した申請者については、前号に規定する有効期間終了後も、新たな資格の付与が行われるまでは、当該資格はなお有効とする。

#### 2.7 変更

- 2.7.1 有資格者名簿に記載された申請者は、申請書を提出した後において、次に 掲げる事項に変更が生じた場合には、その都度、競争参加資格審査申請書変更 届(物品製造等)(以下「申請書変更届」という。) 1 部を提出しなければなら ない。
  - (1) 住所
  - (2) 商号又は名称
  - (3) 代表者氏名

- (4) 営業所(営業所名、所在地、電話番号等)
- (5) 希望する資格の種類
- (6) 競争参加を希望する地域
- (7) 営業品目
- (8) その他必要と認める事項
- 2.7.2 2.7.1 の規定による届出があった場合は、資格審査結果通知書により申請者に通知される。
- 2.8 資格審査結果通知書の再発行

有資格者名簿に記載された者が、亡失等により資格審査結果通知書の再発行が必要となった場合には、その都度、一般競争(指名競争)参加資格審査結果通知書再発行届により届出なければならない。

2.9 法人の消滅等による取消し

有資格者名簿に記載された者が、合併等による法人の消滅等のため資格の取消しが必要となった場合には、直ちに、一般競争(指名競争)参加資格取消届により届出なければならない。

- 2.10 資格の取消し
- 2.10.1 有資格者名簿に記載された者が 2.4.2 の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、その資格が取り消される。
- 2.10.2 有資格者名簿に記載された者が 2.4.3 の各号のいずれかに該当し、有資格者とすることが適当でないと認められる場合には、その資格を取り消すことがある。
- 2.10.3 資格が取り消された場合には、有資格者名簿から削除されるとともに、 直ちに資格取消通知書により当該取り消しに係る者に通知される。
- 2.11 会社更生法又は民事再生法の適用がある場合

申請者が会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を受けた場合には、次に掲げる書類各1部を申請書又は申請書変更届に添付するものとする。

- (1) 更正手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写し
- (2) 更生計画又は再生計画
- (3) 更生手続又は再生手続開始時における財産目録及び貸借対照表
- (4) 認可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証する書類
- (5) その他必要と認める書類
- 2.12 申請書の記載要領

全省庁に共通して有効な統一資格となるので、各省庁ごとに申請する必要は

なく、近くの申請場所いずれか1箇所に申請する。なお、申請書の記載要領及 び様式については、「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」のホームペー ジに掲載しているので申請を希望する者は、適宜確認の上、これを利用し申請 すること。

2.13 契約行為に当たり必要な書類

資格を取得し、2補における契約行為をしようとする者は、契約締結に先立 ち次に掲げる書類を調達管理課に提出しなければならない。

- (1) 資格審查結果通知書
  - 2.5.1の規定により申請者に通知されたものの写し(変更届の場合は、
- 2.7.2 の規定により変更を加味したものの当該写し)
- (2) 使用印鑑届(別紙様式第2-13-1号) 契約行為を行うに当たり使用する印鑑で、社会通念上妥当と認められるもの。
- (3) 委任状(別紙様式第2-13-2号)

ア 委任状は、代表者が契約行為を他の者に委任する場合に必要

イ 委任状作成の場合、法人は社印及び代表者印を、個人は代表者印を鮮明に押印する。

ウ 社外委任の場合には、委任状に受任者の印鑑証明書を添付する。

(4) 登記簿抄本又は現在事項全部証明書

# 第3章 公告及び競争入札等

- 3.1 公告等
- 3.1.1 有資格者名簿に登録されると、相手方となるための資格ができるが、競争 契約を行おうとする場合には、相手方に入札の公告又は通知を、また、随意契 約を行おうとする場合には、直接又は電話等により、相手方に見積の依頼を行 う。
- 3.1.2 一般競争契約に付する場合には、次に掲げる事項を記載した公告 (別紙様式第3-1-2号) が入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに、調達部庁舎 1 階掲示板及びホームページに掲示される。ただし、緊急を要する場合にはその期日を5日前までに短縮することがある。
  - (1) 競争入札に付する事項
  - (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (3) 適用する契約条項
  - (4) 入札の場所及び日時

- (5) 保証金に関する事項
- (6) 説明会に関する事項
- (7) その他必要な事項
- 3.1.3 指名競争契約に付する場合には公告に代え、3.1.2 に規定する事項(ただし、(2)を除く。)を記載した入札通知書(別紙様式第3-1-3号)により通知する。
- 3.1.4 随意契約に付する場合において、有資格者名簿に登録された者及び分支 担官が特に認めた者に対して見積の依頼が行われる。即ち相手方に対し、契約 の条件となる仕様書等に基づく所要費用等必要な事項について下記の要領で 見積書の提出を依頼する。
  - (1) 提出場所:依頼時に示された場所
  - (2) 提出日時:依頼時に示された日時
  - (3) 提出部数:1部
  - (4) 提出上の注意事項

見積書及び添付書類については、依頼された内容を満足するものか確認して提出するものとする。

- 3.1.5 仕様書又は調達要求書において特に指定のない限り、新品による納入とする。
- 3.1.6 入札に付しても入札者がない場合、 若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合には、再度公告又は通知を行うことがある。この場合において、公告又は通知の期間を短縮することがある
- 3.1.7 公告において、一定の条件(特別の技術、供給の実績があること、設備等を有すること、銘柄品を納入できること等)を有することを入札の資格とする場合がある。この場合、有資格者名簿に記載されている者であってもこの資格を有していないときは、当該入札に関する限り相手方となることはできない。
- 3.2 説明会等
- 3.2.1 説明会は、入札に先立ち契約の条件等に関して書面によって説明することが困難な事項、不明確な点その他について誤解を生じないようにするために必要に応じて行う。

なお、説明会において聞き洩らしがあったことにより生じた損害は、相手方の負担となるので、説明事項はできるだけ記録しておくものとする。

- 3.2.2 同等品の照会
  - (1) 公告において示した品目と同等であるか審査を要する品目で競争に参加 しようとする場合は、定められた期限までに同等品申請書 (別紙様式第3-2-2号) を3部提出し、同等品の審査を受けなければならない。審査結果につ

いては、同等品審査結果通知書で通知する。

- (2) なお、同等品として申請されたもののうち、サプライチェーン・リスクの 懸念があると判断されたものは同等品として認められない。
- 3.3 入札保証金
- 3.3.1 入札保証金は、国が契約を締結するに当たって競争入札に付した場合に 入札者から徴収する保証金で、入札者が落札者となったとき契約締結すべき 義務の履行を確保し、万一その者が契約を締結しない場合その損害の補填を 容易にすることを目的とする。
- 3.3.2 入札保証金は、相手方の見積もる契約金額の100分の5以上の額で、公告又は通知により明らかにされる。入札保証金の額に千円未満又は千円未満の端数があるときは千円又は千円に切り上げた金額とする。
- 3.3.3 落札者が契約を締結しない場合は、納付した入札保証金は国庫に帰属する。
- 3.3.4 入札に参加しようとする者は入札期日の前日までに、公告又は通知により入札保証金を免除している場合を除き、以下のいずれかの方法で入札保証金を納付するものとする。
  - (1) 現金の場合は、日本銀行各務原代理店の航空自衛隊第2補給処調達部 歳入歳出外現金出納官吏の保管金口座へ、保管金振込書(別紙様式第3-3-4-1号)を添えて納付し、保管金領収証書(別紙様式第3-3-4-1号)の交付を受けた後、調達部会計課(以下「会計課」という。)に提出し、保管金受領書(別紙様式第3-3-4-2号)の交付を受けるものとする。
  - (2) 入札保証保険契約(入札者が保険会社との間で交わす国を被保険者とする保険契約をいう。)の場合は、それに係る保険証券に保険証券提出書(別紙様式第3-3-4-3号)を添付して会計課に提出し、保険証券受領証書(別紙様式第3-3-4-4号)の交付を受けるものとする。入札者は、入札の際上記のいずれかの証書を提出するものとする。
- 3.3.5 入札終了後、落札者以外の入札者には入札保証金が返還されるので、以下のいずれかの手続きを行うものとする。

なお、落札者については、当該保証金を契約保証金へ充当又は契約締結後に 会計課に契約書を提示し、以下に規定する手続による返還のいずれかを選択す ることができる。

- (1) 入札保証金が現金の場合、保管金受領書の請求欄に記名のうえ、会計課に提出するものとする。
- (2) 入札保証保険契約に係る保険証券を提出している場合は、保険証券受

領証書と引き替えに保険証券が返還される。

# 3.3.6 入札保証金の取扱日時等

- (1) 入札保証金の取扱日時は、平日9時から15時までとする。ただし、事務が輻輳する場合には、取扱日時を指定することがある。
- (2) 相手方は、保管金受領書等を売買し若しくは譲与し又はこれに質権を設定することはできない。
- (3) その他取扱いの細部については、会計課に照会するものとする。

## 3.4 入札書

3.4.1 相手方は、公告又は通知により入札に参加し若しくは随意契約の商議に応じるときは、入札担当職員の指示に従い入札(見積)書(別紙様式第3-4-1号、別紙様式3-4-2号又は別紙様式3-4-3号のうち該当するもの)を提出しなければならない。

なお、当該入札書(見積書)の提出をもって、相手方は別紙様式第3-4-5号に示す「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。 また、入札に参加する場合は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 郵便による入札書の提出は、原則として認めない。
- (2) 提出した入札書の引替え、変更又は取消をすることはできない。
- (3) 相手方又はその代理人若しくはこれらの社員等は、当該入札に対する他の相手方の代理(二重代理)をすることはできない。
- (4) 相手方は、再度の入札に備え必要な部数の入札書を持参しなければならない。
- (5) 公告又は通知において入札保証金の納付を必要とする場合には、当該納付を証する保管金受領書等を入札に先立って提出しなければならない。
- (6) 代理人が入札に参加する場合には、入札に先立って委任状を提出しなければならない。ただし、当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がないときは、当該年度に限りその都度提出することを省略することができる。
- (7) 入札の日時に遅れたとき、相手方は入札に参加することができない。ただし、遅れたことについてやむを得ない理由があり、入札前において入札参加者全員が認めた場合に限り、入札に参加することが認められることがある。

# 3.4.2 入札前の点検

相手方は、無効入札を防止するために入札書の記載事項等を確認のうえ、入 札担当職員の指示に従い、競争参加資格の有無、提出書類の有無等について点 検を受けるものとする。 なお、同等品の審査を要した品目については、入札に先立ち同等品審査結果 通知書を提示し、入札参加の可否について入札担当職員の確認を受けるものと する。

## 3.5 入札の無効

競争契約の場合において次に掲げる場合には、入札してもそれが無効となる場合がある。

- (1) 公告において示した資格 (3.1.2 参照) のない者の入札
- (2) 入札書の記載事項(名称、数量、金額等)が不明のとき及び記名がないとき。
- (3) 入札金額が訂正されているとき。
- (4) 同一の者が同一事項について、2以上の入札(代理人としての入札を含む。) を行ったとき。
- (5) 入札に際し、不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合した者、他人の入札参加を妨害した者、又は係官の職務執行を妨げた者が入札したとき。
- (6) 入札保証金納付額が所定の額に達しないとき。
- (7) 「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙様式第9-10号)による誓約に 虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じたと認められるとき。
- (8) その他、公告若しくは入札通知書又は入札及び契約心得、その他契約担当係官の指示した入札条件に違反した入札をしたとき。
- 3.6 入札及び開札
- 3.6.1 入札は、入札箱に投函することにより行う。
- 3.6.2 開札は、入札が終了した場合、直ちに入札者の立会いのもとに行われる。 この場合において入札担当職員により入札品名、数量、金額、無効入札の有無 等が告げられ、次に掲げる措置がとられる。
  - (1) 3.7.1 の規定により落札者を決定した場合には、落札者名及びその入札 金額を公表する。
  - (2) 3.7.2 の規定により最低価格入札者を落札者としないことについて調査する必要がある場合には、最低入札金額を公表した後に、調査の上落札者を決定する旨及び落札者を決定したときは、別途通知する旨を伝える。
  - (3) 落札者がない場合には、最低入札金額を読み上げた後、再度の入札を行う旨を告げ、引き続き入札を行う。
- 3.7 落札者の決定方法
- 3.7.1 相手方となる落札者は、原則として最低の価格により入札を行った者で、予定価格以下の入札者とする。この場合、落札者となるべき同価の入札をした

者が2人以上いるときは、その場でくじ引きにより決定する。

なお、くじを引かない相手方があるときは、入札に関係ない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 3.7.2 予定価格が1千万円を超える製造その他についての請負契約の場合において、次の各号の一に該当する場合には、落札決定を保留し調査を行うものとする。当該入札者は調査に際し、資料の提出及び聴取に応じなければならない。調査終了後改めて落札決定を行うものとし、最低価格の入札金額であっても落札者しないことがある。
  - (1) 予定価格に比べて入札金額が不当に低いことにより、その入札金額で は当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる 場合
  - (2) 最低価格の入札者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すことと なるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合
- 3.8 入札の不調又は落札者が契約を結ばない場合
- 3.8.1 入札を行っても落札者がないとき、又は、再度の入札を行っても落札者が ないときは、次の各号に掲げるいずれかの措置がとられる。
  - (1) 再度公告又は通知により改めて入札を行う。
  - (2) 引き続き入札を行う。
  - (3) 低価の入札者から順次随意契約の相手方として商議を行う。
- 3.8.2 落札者が契約を結ばない場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置が とられる。

なお、契約を結ばない落札者については、入札保証金を納付した場合にあっては入札保証金は国庫に帰属し、入札保証金の納付を免除した場合にあっては 損害賠償の請求を受けるほか、指名の制限、資格審査の更新の制限等が行われることがある。

- (1) 再度公告又は通知により改めて入札を行う。
- (2) 低価の入札者から順次随意契約の相手方として商議を行う。
- 3.9 随意契約における商議
- 3.9.1 商議は、随意契約の場合において入札と同様に札入れ(落札するであろうという金額を提示、予定価格以下の金額に達するまで実施、回数に制限は設けていない。)によりこれを行う。商議は通常、以下のとおり実施する。
- (1) 札入れに先立って、契約条件(確定又は概算区別、確定費目の種類、その 他当該契約の特殊条件(特定費目、初回試験、類別原資料等)を告げる。その 後、札入れを行い、落札価格を決定する。
- (2) 札入れを行った際は見積書(別紙様式第3-4-1号、3-4-2号又

は3-4-3号のいずれか)及び見積書(商議経緯)(別紙様式3-4-4号) を作成し、提出するものとする。その際、最終札を除く見積書の提出は、見積 書(商議経緯)の提出をもって代えることができる。

- (3) 札入れに際して、別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」の内容に同意 の上、見積書を提出するものとする。見積書の提出をもって当該誓約事項のと おり誓約したものとみなす。
- (4) 前記誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じたと認められる場合、当該商議は無効となる場合がある。
- (5) 見積書の提出部数及び添付書類

ア部数

最終札は正2部、副1部。見積書(商議経緯)は正1部。

イ 添付書類

見積の依頼に際して指示された書面

(6) その他

落札後、契約書の作成要領(付加すべき特約又は特殊条項名及び確定期日等、部分払の回数、仕様書等(仕様書、図面、見本及びその他参考図書をいう。)、官給品又はキット明細その他必要な書類の添付)及び提出期限、納入計画書作成の有無等、その他契約の履行に当たって必要な事項を、契約担当係官が説明又は協議に応じるので、事後の契約書の作成に万全を期すものとする。なお、契約書の作成に当たって必要な仕様書等の書類は、別途契約担当係官から受領する。

- 3.9.2 随意契約の場合には、見積書の提出者を一応相手方として予定しているが、最終的には予定価格の制限内で商議が成立した契約相手方をもって随意契約の相手方とする。
- 3.9.3 下記のいずれかの要件に該当するとして、随意契約を締結した契約は、他に競争参加者がいないことを確認するため、2補ホームページにおいて必要となる要件等が常続的に公示される。公示された契約に対して新規参入を希望する相手方は、別紙様式第3-9-3に示す「常続的公示に対する新規参入申込書」に必要事項を記入の上、その事実を客観的に証明し得る資料を添えて契約担当係官まで提出(証明資料については提示可)する。審査の結果、適格者と認められた場合は、爾後の契約締結に際し指名競争入札を実施し、契約相手方を決定する。
  - (1) 航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2又は武器等製造法 (昭和28年法律第145号) 第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が一者に限

られる航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達

- (2) 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が一者に限られるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの。
- (3) 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権 を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が一 者に限られる防衛装備品に係る一般輸入調達
- (4) 企業が試作請負業務(研究試作を除く。)を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が一者に限られるもの(開発に係る試作請負業務(研究試作を除く。)において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。)
- (5) 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合(当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。)で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- (6) 研究開発に係る試作請負業務に付随して実施が必要となる調達のうち、 試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当 該契約を履行できる者が一者に限られるもの
- (7) 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できる者が一者に限られ、防衛省所有資料や一般に公開されている資料等だけでは調達できないもの

#### 3.10 見積合わせ

見積合わせは、本来競争に付すべきものであるが、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第2号、第3号又は第7号の規定に該当する場合において、2社以上の相手方から見積書を徴取し、予定価格以下の金額で最も安価である金額を提示した者を随意契約の相手方とするもの。

## 第4章 契約の締結

- 4.1 契約の締結に関する指示
- 4.1.1 競争入札により落札者が決定したとき又は随意契約により相手方が決定したときは、契約を締結することとなるが、このためには契約保証金を納付し(免除された場合を除く。)、契約締結に関する指示を受け、契約書(別紙様式第4-1号)を作成するものとする。
- 4.1.2 競争契約における落札者は、落札決定後速やかに契約担当係官のところ に出頭し、契約締結に関する指示を受け、当該契約に関する仕様書等(仕様書、 図面、見本、その他参考図書をいう。)を受領するものとする。
- 4.2 契約保証金
- 4.2.1 契約保証金は、国が契約を締結する際相手方から納付させる保証金で、相手方の契約上の義務の完全な履行を確保し、万一相手方が契約不履行に陥った場合に国が受ける損害の賠償を容易にすることを目的とする。
- 4.2.2 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額で、公告又は通知により明らかにされる。契約保証金の額に千円未満又は千円未満の端数があるときは千円又は千円に切り上げた金額とする。
- 4.2.3 相手方が契約上の義務を履行しない場合は、納付した契約保証金は国庫に帰属する。
- 4.2.4 相手方は、落札又は商議成立後、公告又は通知により契約保証金を免除している場合を除き、以下のいずれかの方法で契約保証金を納付しなければならない。
  - (1) 現金の場合は、日本銀行各務原代理店の航空自衛隊第2補給処調達部 歳入歳出外現金出納官吏の保管金口座へ、保管金振込書を添えて納付し、 保管金領収証書の交付を受けた後会計課に提出し、保管金受領書の交付 を受けるものとする。
  - (2) 履行保証保険契約(相手方が保険会社との間で交わす国を被保険者とする保険契約をいう。)の場合は、それに係る保険証券に保険証券提出書を添付して会計課に提出し、保険証券受領証書の交付を受けるものとする。相手方は、契約書の提出と同時に当該証書を契約担当係官に提示しなければならない。
- 4.2.5 契約の履行が完了した場合には、保管金受領書の請求欄に記名のうえ、会計課に提出するものとする。履行保証保険契約に係る保険証券を提出している場合は、保険証券受領証書と引き替えに保険証券が返還される。

# 4.3 契約書の作成

- 4.3.1 契約を締結する場合には、原則として契約書を作成するものとする。契約書は契約に必要な事項(契約内容等)を明らかにしたもので、これは契約条項、契約明細書、仕様書等その他必要書類が添付される。国における契約で契約書を作成する場合において、当事者双方が契約書に記名、押印したときをもって契約が成立する。この場合、契約書の作成に要する費用は相手方が負担するものとする。
- 4.3.2 相手方は、落札決定後又は商議成立後契約担当係官の指示により、速やかに契約書を作成し、契約課等に提出しその確認を受けるものとする。

なお、契約保証金の納付が必要な場合は、契約担当係官の指示を受けるものとする。

4.3.3 契約書の提出部数及び添付書類は、次表のとおりとする。

書類名	提出部数			備考
	正	写	総部数	
契約書	2	8 + α	1 0+α	
一般条項	指示部数			
特約条項	その都度指示			
特殊条項	同上			
契約明細書	同上			
仕様書等	同上			
(除く、共通仕様書)				
契約担当係官が	同上			
指示する書類				

- (注)(1) 共通仕様書は、制定及び改定の都度配布し、契約の都度の配布はしない。
  - (2) 一般条項は常時2補ホームページにおいて公示しているため、原則 として、契約書への添付を省略する。相手方は、契約するにあたり一 般条項の内容をよく確認するものとする。
  - (3) 特約条項等の添付について、契約担当係官の指示により、副本の一部において添付を省略するものとする。
  - (4) 提出部数の+αは、国債契約、納地の数、下請負監督検査の場所、 部分払の有無、類別原資料提出の契約等により変わるので契約担当 係官と調整するものとする。
  - (5) 契約書の提出期限は、落札決定又は商議成立後2週間を目途とする。

- 4.3.4 契約書は、契約の成立を証する唯一の証拠書類であるので、次のことに細心の注意を払うものとする。
  - (1) 文字、印鑑が不鮮明でないこと。
  - (2) 略字等のため契約内容に誤解を生ずるおそれがないこと。
  - (3) 契約書の正本は原則として袋綴じとし、背表紙継ぎ目に割印の上、1部については、印紙税法の規定に基づく収入印紙(契約金額の消費税抜き価格)を貼付し、消印を押印しなければならない。

# 4.4 契約条項の種類

2 補においては、契約事務を円滑にするため契約条項を契約締結の都度相 手方と商議の上適用しているが、相手方は、契約条項の内容については十分注 意を払う必要がある。即ち、契約の履行途中で当該契約の契約条項について疑 義が生じたり、契約の履行が困難とならないように契約締結前に契約担当係官 と商議を綿密に行う必要がある。2 補では、次の 4.4.1 から 4.4.4 に掲げる契 約条項があり、別冊第1に示す。

# 4.4.1 一般条項

- (1) 航空機部品等売買契約一般条項
- (2) 輸入品等売買契約一般条項
- (3) 航空機部品等製造請負契約一般条項
- (4) 航空機等役務請負契約一般条項
- (5) 航空機等整備技術利用役務請負契約一般条項
- (6) 役務請負契約一般条項
- (7) 役務請負契約一般条項(国外修理)
- (8) 役務請負契約一般条項(U-4及びC-130H型機国外現補)
- (9) 調査研究役務請負契約一般条項
- (10) 提供物品の取得等役務請負契約一般条項
- (11) 役務請負契約一般条項(KC-767後方支援)
- (12) 役務請負契約一般条項 (エクスチェンジ)
- (13) 役務請負契約一般条項(技術支援)
- (14) 役務請負契約一般条項(包括支援活動等)
- (15) 役務請負契約一般条項(C-2包括補給処整備)
- (16) 役務請負契約一般条項(T-400委託整備)
- (17) 役務請負契約一般条項(U-680A包括後方支援)
- (18) 役務請負契約一般条項(E-767補給処整備)

なお、これら一般条項は常時ホームページにおいて公示しているため、原 則として、契約書への添付を省略しているので、別冊第1に示している一般 条項(1)~(17)をよく確認するものとする。

# 4.4.2 特約条項

- (1) 代金の支払に関する特約条項
  - ア 前払金に関する特約条項
    - (ア) 国産品等の前払金に関する特約条項
    - (イ) 輸入品の前払金に関する特約条項
  - イ 部分払に関する特約条項
  - ウ 包括契約の部分払に関する特約条項
- (2) 代金の確定に関する特約条項
  - ア 代金の確定に関する特約条項(支払限度)
  - イ 代金の確定に関する特約条項(概算)
  - ウ 特定費目の代金の確定に関する特約条項
  - エ 特定費目の代金の確定に関する特約条項(修理等役務外貨建費 目概算)
  - オ 特定費目の代金の確定に関する特約条項(輸入)
  - カ 特定費目の代金の確定に関する特約条項(概算)
  - キ 特定費目の代金の確定に関する特約条項 (エクスチェンジ)
  - ク 特定費目の代金の実費精算に関する特約条項 (エクスチェンジ)
- (3) 秘密の保護等に関する特約条項
  - ア 特別防衛秘密の保護に関する特約条項
  - イ 特定秘密の保護に関する特約条項
  - ウ 秘密の保全に関する特約条項
  - エ 秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項
  - オ 適性評価に関する特約条項
  - カ 装備品等秘密の保全に関する特約条項
  - キ 装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン
- (4) その他の特約条項
  - ア 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項
  - イ 駐在技術員の休日等及び休暇に関する特約条項
  - ウ 駐在技術員の中間帰社、一時帰社及び交代に関する特約条項
  - エ 日米了解事項覚書に関する特約条項
  - オ プログラムの著作権に関する特約条項
  - カ 完成検査省略に関する特約条項
  - キ 現地補給処整備契約に関する特約条項
  - ク 初度費をもってその費用に充てる設計費等の取扱いに関する特約

# 条項

- ケ 輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項
- コ 談合等の不正行為に関する特約条項
- サ 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特 約条項
- シ 暴力団排除に関する特約条項
- ス インセンティブ契約制度に関する特約条項
- セ インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項(原価改善提案書等に係る確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項)
- ソ インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項(価格削減確 認書による価格削減額を保証する契約に適用する特約条項)
- タ 債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項
- チ 下請負者に対する原価監査に関する特約条項
- ツ 超過利益の返納に関する特約条項
- テ 情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約 条項
- ト 長期包括契約に関する特約条項

#### 4.4.3 特殊条項

- (1) 国産品等の前払金に関する特約条項に対する特殊条項
- (2) 代金の確定に関する特約条項に付する特殊条項
- (3) 役務請負契約の契約金額に関する特殊条項
- (4) 特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項(外貨建費目だけ)
- (5) 特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項(特定費目の外貨建費目だけ)
- (6) 契約不適合に関する特殊条項
- (7) C-130H型機海外派遣に係る役務請負契約(国外現補)に関する特殊 条項
- (8)C-130H型機海外派遣に係る輸入品等売買契約に関する特殊条項
- (9) 航空機等の役務請負契約に関する特殊条項
- (10) 輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項に付する特殊条項
- (11) 代金の確定に関する特殊条項

## 第5章 契約の履行

## 5.1 納入計画書の提出

相手方は、締結された契約について、契約担当係官から納入計画書(工程表を含む。)(別紙様式第5-1号)の提出を求められたときは、2部作成し速やかに提出しなければならない。ただし、仕様書等の定めるところにより納入計画書に準ずる文書の提出を求めたときは、当該指示に基づき提出するものとする。

## 5.2 債権譲渡等

- 5.2.1 相手方は、契約を締結したのち、契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせること、及び債権の全部又は一部を第三者に譲渡すること (以下「債権譲渡等」という。)をしようとするときは、あらかじめ次の事項を明らかにした申請書(様式任意)2部を契約担当係官に提出し、分支担官の承認を受けなければならない。
  - (1) 債権譲渡等を受けようとする者の名称、所在地、資本金、営業状況、生産設備及び従業員等の概要
  - (2) 債権譲渡等を必要とする理由
  - (3) 債権譲渡等の範囲
  - (4) その他必要と認める事項
- 5.2.2 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者である相手方が、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関との間において、売掛債権を担保として融資保証制度を利用する場合には、債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項の定めるところにより実施しなければならない。

# 5.3 担保物権の設定

- 5.3.1 相手方は、納入前の契約物品を担保の用に供すること(以下「担保物権の設定」という。)をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした申請書(様式任意)を契約担当係官に提出し、分支担官の承認を受けなければならない。
  - (1) 担保物権の設定を必要とする理由
  - (2) 設定しようとする担保物権の種類、内容及び範囲並びに担保権者の名 称
  - (3) その他必要と認める事項

5.3.2 相手方は、5.3.1 により担保物権を設定した場合には、当該担保物権の設定内容、範囲等を証する書類(登記簿謄本又は抄本)を契約担当係官に提出しなければならない。

## 5.4 下請負

- 5.4.1 相手方は、契約書又は仕様書において特別の定めがある場合を除き契約の全部又は一部を第三者に請け負わせようとする場合は、下請負(変更)許可申請・承認申請書(別紙様式第5-4-1-1号)(5.4 において以下「許可申請・承認申請書」という。)により分支担官の許可(秘密に係るもの)又は承認を受けるか、若しくは下請負(変更)届出書(別紙様式第5-4-1-1号)(5.4 において以下「届出書」という。)及び届出下請負者一覧表(別紙様式5-4-1-2号)により分支担官に届け出なければならない。
- 5.4.1.1 分支担官の承認を要する下請負は、次の各号に掲げる場合である。
  - (1) 契約物品の全部の製造又は役務を第三者に請け負わせようとする場合
  - (2) 契約物品の主要部分の製造又は役務を第三者に請け負わせようとする場合で、主要部分とは次のことをいう。
    - ア 契約物品の製造又は役務(修理等)を行うのに必要な機能、性能等重要な要素を占める当該部分
    - イ 相手方が役務(修理等を除くその他の役務)を行うのに必要な技術の 一部を保有せず、履行の確保上特に承認を必要と認めるときの当該部分 ウ その他分支担官が特に承認を必要と認めるときの当該部分
- 5.4.1.2 分支担官に届出を要する下請負は、契約物品の主要部分でない部分の 製造又は役務を第三者に請け負わせようとする場合である。ただし、契約物品 の構成品の購入並びに塗装、洗浄、梱包等の軽易な作業は除く。
- 5.4.2 相手方は、原則として承認申請書については4部( 正 $\times$ 2 、5 $\times$ 2) を契約締結後速やかに、届出書については3部( 正 $\times$ 1 、5 $\times$ 2 ) を年度当初に提出する。なお、承認申請書については年度当初又は必要の都度提出することができる。

また、前年度に下請負承認を受けている業者について、その承認の範囲のとおり当該年度も引続き下請負をさせる場合には、年度当初に一括して下請負一括承認願 (別紙様式第5-4-2号)により申請することができる。許可、承認又は届出の区別及び提出書類について不明の場合は、契約担当係官に問い合わせるものとする。

5.4.3 相手方は、許可、承認又は届出を行った下請負者について変更を必要とする場合及び許可申請・承認申請書、届出書の記載内容に変更の必要が生じた場合は、下請負(変更)許可申請・承認申請書(別紙様式第5-4-1-1号)

又は届出書に変更内容を明らかにした書類 (別紙様式第5-4-3号)を添付して提出しなければならない。 (部数は当初と同じ。)

5.4.4 5.4.2 に基づき年度当初に提出した届出書及び下請負一括承認願による 承認は、下請負者が防衛省防衛装備庁長官又は航空幕僚長から指名停止等の 処置を受けた場合は、その効力を失う。

なお、真にやむを得ない場合は、契約担当係官に問い合わせるものとする。

- 5.5 仕様書等の疑義
- 5.5.1 相手方は、仕様書等について疑義が生じた場合は、速やかに契約担当係官に申し出て当該疑義事項を明らかにするものとする。この場合、当該説明について文書による説明を求めることもできる。当該疑義事項を明らかにした書類を契約担当係官に提出し、分支担官へ疑義の申し出をするものとする。
- 5.5.2 分支担官は、仕様書等の疑義が製造等に重大な影響を及ぼすと認められるときは、協議のうえ製造等を一時中止させる場合がある。
- 5.6 承認用図面等
- 5.6.1 相手方は、仕様書の規定に基づいて分支担官の承認を受けるため図面又は見本(以下「承認用図面等」という。)を提出しようとする場合には、次の要領によるものとする。
  - (1) 提出先 契約担当係官
  - (2) 提出部数

 $\mathbb{E} \times 1$ 、 $\mathbb{F} \times 2$ 

(3) 作成及び提出要領

承認用図面等の作成及び提出要領は、仕様書に定めのあるもの又は別に定めるもののほか、別冊第3に定めるところによる。

- 5.6.2 承認用図面等が受理された場合には、契約書又は仕様書等に特別の定めのある場合のほか、支障のない限り速やかに承認される。
- 5.6.3 承認用図面等についての分支担官の承認は、仕様書で要求した事項を変 更するものではない。したがって仕様書に反するものを製作してはならない。
- 5.6.4 承認を受けた図面又は見本等に従ったことを理由として、契約に定める相手方の義務の責めを免れない。ただし、承認用図面等の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合、相手方が当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、分支担官側がその条件によることを求めたときは、その責を免れるものとする。
- 5.7 発見役務及び変動整備提案の届出

相手方は、役務(修理、整備、改造、組立等をいう。以下同じ)請負契約に

おいて、契約書の定めるところにより役務を行うべきこととされている箇所以外に役務を行うことを相当とする箇所を発見した(以下「発見役務」という。)場合には、監督官の確認を得た後、発見役務届出書(様式任意)を、航空機等外注整備共通仕様書「2補LPS-A00001」の規定による変動整備提案がある場合には変動整備提案書を作成し、契約担当係官に届け出なければならない。この場合、当該発見役務に係る見積書も合わせて提出するものとする。

- 5.8 役務対象物品の引渡し又は官給品等の支給及び貸付等
- 5.8.1 相手方は、契約書及び仕様書等に定めるところに従い、役務の対象となる物品(以下「役務対象物品」という。)の引渡し又は官給品及び貸付品(以下「官給品等」という。)の支給及び貸付(以下「引渡し等」という。)を受けようとする場合には、物品管理職員に申し出て、これに関する指示を受けるものとする。
- 5.8.2 相手方は、役務対象物品又は官給品等の引渡し等を受けたときは、これらを善良なる管理者の注意をもって、保管しなければならない。
- 5.8.3 相手方は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、常にその状況 を明らかにしておかなければならない。
- 5.8.4 相手方は、役務対象物品を使用又は利用してはならない。
- 5.8.5 相手方は、官給品等を契約の目的以外に使用又は利用してはならない。ただし、分支担官の承認を得た場合はこの限りではない。
- 5.8.6 相手方は、契約書の官給品の有無の欄に有の記載があるとき、又は官給品 を使用したときは官給品等使用部品明細書(別紙様式第5-8-6号)を作成 し、次の場合に監督官の確認を受けて契約担当係官に提出するものとする。
  - (1) 役務請負契約においては、整備作業の品目別契約数量が完了の都度
  - (2) 製造請負契約においては、契約物品の全部を納入した場合
- 5.8.7 相手方は、官給品の支給が引渡期間内に引渡されない恐れがある場合は、通常、引渡期間終了日の14日前まで若しくは5.1に定める納入計画書に示す官給品入手予定日の14日前までに、当該官給品の官給請求及びその追求措置並びに当該物品を管理する物品管理職員の回答を証する書類、その他相手方が当該物品の官給を受けるために行った措置を証する書類等を添えて、契約履行上の影響並びに対策事項等を明らかにした書面(様式は、任意とする。)4部を契約課に提出しなければならない。

# 5.9 監督官等

相手方は、契約条項の定めるところに従い、分支担官から派遣する監督官、 検査官及び原価監査官等の所掌事務、派遣する期間等の通知を受けた場合には、 これらの職務の執行に関する細目について十分な連絡調整を行い、これらの業 務が円滑に行われるよう協力する必要がある。ただし、契約条項等において細目の規定がある場合には、この限りではない。

# 5.10 監督及び検査

- 5.10.1 相手方は、落札又は商議成立後、速やかに、監督及び検査(以下「監督等」という。)を所掌する機関の指定、その他監督等の準備について担当係官から必要な指示を受け、監督等の申請の手続をとることとする。また、契約締結後速やかに生産工程表を監督官等に提出し、受検に関する日程を十分調整する必要がある。
- 5.10.2 相手方は、契約条項の定めるところに従い、監督等(下請負者に係る監督を含む。)を受けようするときは、監督等の実施時期、場所その他必要な事項について担当係官と協議し、特に指示する場合を除き、製造等の契約履行に着手する前に監督・完成検査申請書(別紙様式第5-10-2号)を4部提出する。この場合、長期にわたり順次分納される調達物品等についても契約数量の全部を一括して提出すること。
- 5.10.3 相手方は、契約条項の定めるところに従い、受領検査(完成検査が行われなかったものについては、品質及び数量の確認をいう。完成検査が行われたものについては、数量及び輸送中における事故の有無の確認をいう。)を受けようとする場合には、あらかじめ受領検査の実施期日、場所その他必要な事項について調達検査課の担当職員と協議し、監督・完成検査申請時に受領検査申請書(別紙様式第5-10-3号)を納地ごと2部ずつ一括して提出するものとする。
- 5.10.4 相手方は、監督・完成検査申請書及び受領検査申請書を提出した後において、申請書の記載内容に変更(変更契約又は契約に関する変更通知書によるものは除く。)が生じたとき又は分支担官が必要と認めたときは、速やかに監督・完成検査・受領検査変更申請書(別紙様式第5-10-4号)(部数は、5.10.2及び5.10.3に定めるところによる。)を提出するものとする。
- 5.10.5 相手方は、監督等に先立って社内検査又は試験等を実施するものとし、 監督官又は検査官の要求があったときは、当該成績書又はその他品質確認の 資料等を提示若しくは提出しなければならない。なお、仕様書等で規定する場 合を除き、相手方は、品質確認の資料等(製品検査成績書等をいう。)を、監 督官又は検査官の要求があったときに何時でも提出できるように維持管理し なければならない。また、品質確認の資料等は、契約履行の会計年度の翌年以 降5年間良好な状態で保管しなければならない。
- 5.10.6 相手方は、包装(内装及び外装)の表示を次により行うものとする。
  - (1) 仕様書にPIFの定めがある場合には、当該仕様書による。

- (2) 仕様書にPIFの定めがない場合には、製品表示(一包装ごとの品名、 物品番号部品番号及び数量単位等) を包装の外部若しくは内部に添付又 は挿入する。
- 5.10.7 相手方は、仕様書等に適合した材料、部品又は半製品について、監督官 に監督印の押印又は監督証票による表示、あるいは相手方が提出する品質確 認の資料等に適合の表示、その他適切な方法による適合の表示を受けなけれ ばならない。
- 5.10.8 相手方は、完成検査に合格したときは、完成検査官から契約物品について、検印、検査証票による表示(資料検査のときは、試験又は検定機関の試験検定等の完了したことの表示)、その他適切な方法による合格の表示を一品ごと又は一梱ごとに付してもらうものとする。
- 5.10.9 完成検査に合格した契約物品については、相手方に完成検査官が記名をした完成検査合格証(別紙様式第5-10-9号)が交付される。この場合の部数は、相手方の控1部に受領検査官提出用として納入地の数を加算した部数となる。また、交付する際、完成検査官の控えを提示するので、記名をして返納するものとする。

なお、品質の確認を含めた受領検査が実施される場合は、完成検査合格証の 交付は行わない。

- 5.10.10 相手方は、契約物品が完成検査に不合格となったときは、契約条項又は 完成検査官の指示するところに従い、速やかに納入物品を引取り又は改善を 行い、あらためて監督又は検査を受検しなければならない。
- 5.10.11 相手方は、5.10.1 に規定する場合のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 特に指示された場合を除き、監督又は検査を受けるための設備又は要員等を日本国内に確保するものとする。
  - (2) 監督又は検査の実施にあたり、その立ち会いに応じなければならない。
- 5.10.12 外国において、監督又は検査を行うこととされている契約にあっては、 監督又は検査に要する国の費用を考慮のうえ、落札者を決定する場合がある。
- 5.11 第三者監査監督届出書等

相手方は、ISO規格に係る認証において、審査登録機関の審査(第三者 監査)により認証を取得した場合は手続きが必要となるので、次に示す書類を調達検査課に提出するものとする。

(1) 第三者監査監督適用(一部変更、認証の移転を含む。)又は取消しの届出を希望する場合は、第三者監査監督(適用等・取消し)届出書(別紙様式第5-11-1号)×2部(正)

- (2) 秘区分契約に係る品質システムの審査登録を審査登録機関に委託することを希望する場合(下請負契約を含む。)は、(○○) 秘区分契約に係る品質システムの審査委託許可申請書(別紙様式第5-11-2号)又は(○○) 秘区分契約に係る品質システムの審査委託許可申請書(下請負契約)(別紙様式第5-11-3号)×4部(正×2,写×2)
- (3) 前号の手続きの際、審査登録機関の秘密保全規則の確認が必要となるので、(○○) 保全規則確認申請書(別紙様式第5-11-4号) も4部(正) 提出するものとする。

## 5.12 契約物品の納入

5.12.1 相手方は、完成検査が行われた場合は、完成検査合格証(不合格品の値 引受領が認められたものは、不合格品値引受領確認証)の交付を受けた後でな ければ、契約物品を納入場所に持ち込むことはできない。

また、契約物品を納入しようとする場合は、原則として納入予定日の10日前までに納入部隊等の受領検査官に通知するものとする。ただし、完成検査を部隊等で実施するような場合には、この限りではない。また、契約物品を納入しようとするときは、あらかじめ持ち込む予定期日その他必要な事項を納入先部隊等の受領検査官に通知しなければならない。この場合において、相手方の契約物品持ち込み予定期日が契約履行期限までに相当の期間(通常1か月以上)があるときは、納入場所への持ち込み予定期日その他必要な事項について契約の担当職員と協議するものとし、その指示に従わなければならない。なお、相手方が受領検査に立会う際には、検査日時について受領検査官と協議するものとする。

5. 12. 2 相手方は、契約物品の納入に際しては、当該納入物品に納品書・(受領)・検査調書(別紙様式第5-12-2号)8部及び完成検査合格証、役務請負契約(修理契約のみ)の場合は、併せて「官給品等取扱要領」等補給手続に基づく必要書類(返品書・材料使用明細書など)を添えて納入部隊等の受領検査官に給付終了の届出をするものとする。また、免税物品を納入しようとする場合には、当該契約の免税に係る関係書類(輸入許可通知書、輸入(納税)申告控及び機械類等免税明細書)と納品書類を納品書に添付するとともに、免税物品については、該当品目の納品書の欄外に○免印を押印するものとする。(分割納入の場合で関係書類が既に提出済である場合には、提出状況を明記すること。)

この場合、輸入申告どおり納入できなかった場合は、原則その都度税関に対して輸入申告の更正等の処理を行い、その旨を第2補給処(輸入課及び在庫統制課)へ連絡するものとする。不明な点については、第2補給処に問い合わせ

るものとする。機械類等免税明細書の使用場所の記載については、次のように 記載するものとする。

- (1) 契約書の納地が第2補給処のみで搬入地がない場合は、「岐阜県各務原 市那加航空自衛隊第2補給処」とする。
- (2) 契約書の納地又は搬入地に第2補給処以外がある場合は、その場所を「岐阜県各務原市那加航空自衛隊第2補給処(○○県○○市○○基地又は○○会社)」のように括弧書きで追記する。
- 5.12.3 相手方は、やむを得ず納品書及び完成検査合格証を郵送する場合は、必ず別途書留郵便にするものとする。また、当該納入物品の梱包内に入れて送らないものとする。
- 5.12.4 相手方は給付が終了した場合において、契約物品、納品書及び完成検査 合格証(完成検査省略の場合にあっては、品質保証書をいう。)を納入先部隊 等の受領検査官が受理し(ただし、納入場所において品質の確認を行う場合に は、契約物品及び納品書を受理したとき)、受領検査が実施され、受領検査に 合格したときは受領検査官及び物品管理職員等の記名のある納品書等(受領 書)の交付を受けるものとする。
- 5.12.5 相手方は、受領検査に合格した場合には、納品書の所定欄に当該検査官 及び物品管理職員の記名を受けるものとする。
- 5.12.6 使用可能(合格)物品票は荷札型及び貼付型の2種類があり、荷札型の場合には、相手方は作成に当たって、物品番号のほか部品番号を物品番号の下に()書きで記載するものとする。
- 5.12.7 相手方は、契約物品が受領検査に不合格となったときは、契約条項又は 受領検査官の指示するところに従い、速やかに納入物品を引取り又は改善を 行い、あらためて監督又は検査(完成検査を含む。)を受けた後、給付の終了 の届出をしなければならない。
- 5.12.8 納入物品は、仕様書等において特に指定がない限り、新品を納めるものとする。
- 5.13 原価監査
- 5.13.1 相手方は、代金の確定に関する特約条項(概算又は支払限度)を付した 契約にあっては、当該特約条項に基づく原価監査に関し、原価監査の範囲、提 出資料その他必要な事項について、原価計算課担当係官の指示を受けるもの とする。
- 5.13.2 相手方は、特約条項の定めるところにより、原価計算の実施に関する規則(以下「原価計算規則」という。)の確認を求める場合には、原価計算規則(確認・変更承認)申請書(別紙様式第5-13-2号)3部に、それぞれ次

に掲げる書類を添付して原価計算課長に提出しなければならない。ただし、当該規則が既に確認又は承認されているときは、この限りではない。

- (1) 原価計算規則(原価部門費表、原価費目表、配賦基準表等を含む。)
- (2) 経理規定
- (3) 原価計算制度系統図及び原価計算書類系統図
- (4) 職制表及び会社組織図
- 5.13.3 相手方は確認された原価計算規則を変更しようとする場合には、次に掲げる書類を添付した原価計算規則(確認・変更承認)申請書(別紙様式第5-13-2号)3部を原価計算課担当係官に提出し、変更の確認を受けなければならない。
  - (1) 5.13.2 各号に掲げる変更後の書類
  - (2) 前号の変更部位の対比表
  - (3) 変更を必要とする理由
  - (4) 変更に伴う契約金額等に及ぼす影響
  - (5) その他参考となる事項
- 5.13.4 相手方は、原価監査を受ける場合には、あらかじめ確定見積書(実際原価計算書(実際価格計算書))(別紙様式第5-13-4-1号)に製造原価突合表(別紙様式第5-13-4-2号)及び関係資料各1部を原価計算課担当係官に提出しなければならない。ただし、これらの様式によることが困難なときは、相手方の原価計算規則に定めるものを修正し、作成することができる。
- 5.13.5 契約物品の適正な原価監査のため、特に下請負の原価監査を実施する必要がある場合には、相手方は、必要な措置を講じるとともに、これに協力しなければならない。
- 5.14 代金の確定
- 5.14.1 契約書に添付された代金の確定に関する特約条項 (4.4.2(2)に掲げるもの)に定める代金の確定に係る目途日は、その日までに確定すべきものであって、相手方の都合により延長できるものではない。当該目途日までに確定できないおそれがある場合は、契約担当係官に申し出て目途日を変更する契約の変更の手続きを行うものとする。この場合、新たな約定日付までに代金を確定するものとする。
- 5.14.2 相手方は、前項の規定にかかわらず 4.4.3(5)に掲げる国産品等特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項(特定品目の外貨建費目のみ)を付して契約を締結した際には、外貨建費目見込額報告書(別紙様式第5-14-3号)により代金の確定目途日の2か月前までに外貨建費目額の報告をしなければならない。ただし、外貨建費目がすべて既決済となり、その報

告があったものについては、それ以降の報告を省略できるものとする。

- 5.15 制度調査又は輸入調達調査
- 5.15.1 相手方(下請負者を含む。以下5.15において同じ。)は分支担官が行 う制度調査(原価計算方式で予定価格を算定して契約を締結している契約の 相手方の原価計算システムの適正性を確認するための調査であって、会計制 度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類(以下「原 価元帳等」という。)への集計システムの適正性、貸借対照表及び損益計算書 の内訳と原価元帳等の数値の整合性その他これに類する必要事項を確認する とともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以 下同じ。)又は輸入調達調査(輸入品等(防衛省が直接又は輸入業者を通じて 外国から調達する装備品等(防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第4 条第13号に規定する装備品等をいう。以下同じ。)及び役務(日本国とアメ リカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく有償援助により調達する装備 品等及び役務を除く。)をいう。以下同じ。)に関する契約を締結している契約 の相手方の経理会計システム等の適正性を確認するための調査であって、経 理会計システム上の記録と契約の相手方が提出し、又は提示した請求書等の 整合性及び当該請求書に関連する書類の必要事項を確認するとともに、社内 不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。)につ いて、分支担官から受入れの要請があった場合には、これを受入れるものとす
- 5.15.2 制度調査又は輸入調達調査は、年度の計画に基づき、日時、場所その他調査を行う上で必要な事項を分支担官から契約の相手方に十分な猶予をもって通知して行う定期調査及び当該計画外で行う臨時調査により実施する。制度調査での臨時調査にあっては、必要な事項の通知を当該臨時調査の開始時に行うものとする。
- 5.15.3 原価計算方式で予定価格を算定している契約を締結している契約の相手方は、制度調査の定期調査及び臨時調査の実施期間中、分支担官が行うフロアチェック(作業現場(契約の相手方の製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。)において、聴取内容と契約相手方の作業指示書、帳票類等を突合して行う確認作業をいう。)を受け入れなければならない。フロアチェックは、実施日、調査対象者、質問事項その他調査を実施する上で必要な事項を当該相手方とあらかじめ調整することなく、抜き打ちで実施する。
- 5.15.4 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項第6条第4項に基づき契約の相手方が常備しておく資料は、次のとおりとする。

- (1) 原価計算及び原価計上並びに法令遵守に関する社内規則類
- (2) 作業現場における業務手続マニュアル
- (3) 原始伝票から原価元帳等までの一連の帳票類の一覧及びこれらの帳票類の繋がりを示す系統図
- (4) 関係する情報システムの一覧及びこれらの情報システムの繋がりを示す系統図
- 5.15.5 制度調査等の受入れを拒否した場合等の措置

相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該相手方は防衛省として原価計算システム又は経理会計システムの適正性を確認できない状態にある者として、その後の契約の相手方としないことがある。

- (1) 制度調査若しくは輸入調達調査の受入れを拒否し、又は調査に必要な協力を行わない場合
- (2) 9.8.1 に示すコンプライアンス要求事項確認書の提出を拒否した場合
- (3) 相手方の本社コンプライアンス部門に対してコンプライアンス要求事項達成のための是正措置を求めたにもかかわらず、具体的な改善が見られない場合
- 5.16 秘密の保全
- 5.16.1 相手方は、契約条項に定めるほか、次に掲げる特約条項が付されている場合は、秘密の保全等に万全を期すとともに、当該特約条項の定めるところにより実施しなければならない。
  - (1) 特別防衛秘密の保護に関する特約条項
  - (2) 秘密の保全に関する特約条項
  - (3) 特定秘密の保護に関する特約条項
  - (4) 装備品等秘密の保全に関する特約条項
- 5.16.2 秘密文書の複製等、秘密物件の下請負等の許可の手続については、契約 担当係官の指示に従って行わなければならない。
- 5.16.3 秘密区分契約に係る品質システム審査の許可の手続については、調達検査課、契約担当係官の指示に従って行わなければならない。
- 5.17 要修理品の搬入
- 5.17.1 相手方は、修理契約において要修理品が搬入希望日までに未搬入となる おそれがある場合は、搬入希望日の14日前までに契約物品等の搬入依頼書 (別紙様式第5-17-1号)を監督官の確認を受けた後、提出するものとす る。
- 5.17.2 要修理品が搬入希望日を過ぎて工場に搬入されたため、納期までに契約 の履行が完了しないおそれがある場合は、契約物品等搬入遅延に伴う納期変

更申請書(別紙様式第5-17-2号)を提出するものとする。

# 5.18 専用治工具の購入等に必要な手続

# 5.18.1 調達物品等役務専用治工具取扱申請書の提出

相手方は契約等にあたり、専用治工具(契約等のために専用的及び専属的に使用される計測器、治具及び工具等であり、かつ契約等の工程上必要で、技術指令書、設計図及び承認図面等に基づき購入等されるもの)の購入等を必要とする場合は、調達物品等役務専用治工具取扱申請書(以下「申請書」という。)(別紙様式第5-18-1号)正2部、写し3部を監督官の確認を得て契約担当係官に提出し、分支担官の承認を得なければならない。なお、新規の場合は、監督官の確認は不要とする。

# 5.18.2 調達物品等役務等専用治工具取扱届の提出

相手方は契約等にあたり、単価10万円未満の維持用治工具の購入等を必要とする場合は調達物品等役務等専用治工具取扱届(以下「取扱届」という。)(別紙様式第5-18-2)正2部を監督官の確認を得て契約担当係官に提出しなければならない。

## 5.19 役務終了の確認

技術利用、技術員役務又は役務借上等に係る請負契約において、相手方が行うべき役務の内容及び条件等を記した役務通知書を、必要の都度契約担当官又は役務通知官が相手方に交付し示すこととしている場合には、相手方が行った当該役務の終了の証として、監督官が役務終了の確認として作成した役務確認書(様式は、契約書又は仕様書等に定める様式とする。)1部を相手方に交付する。

#### 5.20 証明申請書

相手方は、契約の履行に関し証明書を必要とする場合には、証明申請書(別紙様式第5-20号)を提出するものとする。

## 5.21 不当介入を受けた場合の措置

相手方は、自ら又は下請負者等が排除対象者による不当介入を受けたことを 認知した場合には、直ちに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、 排除対象者による不当介入の概要(別紙様式第3-5号)により契約担当係官 に報告するものとする

# 第6章 契約の変更

# 6.1 変更契約の締結

契約を締結した後においては、当初定めた契約の条件又は内容を変更しない

のが原則であるが、相手方は、次の事項について、契約条項の定めるところにより分支担官から通知があった場合又は契約の変更を必要と認める場合には、 契約の変更について協議を行うものとする。

- (1) 契約相手方
- (2) 契約金額
- (3) 契約品目
- (4) 契約数量
- (5) 契約単価
- (6) 契約条項
- (7) 仕様書等
- (8) 納期 (履行期限)
- (9) 納地
- (10) 搬入地
- (11) その他分支担官が必要と認めたもの
- 6.2 変更契約書及び添付書類
- 6.2.1 相手方は、6.1 により変更契約を締結しようとする場合には変更契約書 (別紙様式第6-2-1号)を作成し、見積書(正 $\times$ 1、写 $\times$ 2)その他契約 の変更について必要な書類を添付して契約担当係官に提出しなければならない。
- 6.2.2 契約の締結 4.3 の規定は、変更契約書を作成する場合に準用する。なお、 契約保証金を納付している場合は、納付を証する書類を提示して納付の確認 を受けるものとする。
- 6.3 変更契約届

相手方は、契約締結後、次の事項について変更しようとするときは、分支担官に届け出なければならない。契約に関する変更届(別紙様式第6-3号)2 部を作成し契約担当係官に提出するものとする。

- (1) 法人の場合の代表者及び役職名
- (2) 代理人及び役職名(委任による場合を含む。)
- (3) 住所又は所在地
- (4) 使用印鑑
- (5) 商号(法人格を変更するものを除く。)
- 6.4 変更通知書

契約締結後、次の事項の変更については、分支担官から相手方に契約に関する変更通知書(別紙様式第6-4号)が交付される。変更通知書の交付により該当箇所の変更処置を行うものとする。

- (1) 契約書、仕様書等の誤字、脱字等(契約の変更を必要とするものを除く。)の加除、訂正
- (2) 契約物品の名称、納入場所又は受領部隊等の呼称
- (3) 納地は変更されず、所在地名又は受領部隊等名のみの変更
- (4) 調達要求番号の変更

# 6.5 その他の変更手続

相手方は、輸入部品について、契約締結後に生じた事由に基づき、物品番号、 部品番号及び製造者記号(MFRコード)を変更しようとするときは、変更の 事実を証明する軍出版物若しくは製造業者等の出版物又は証明書(テクニカル・オーダー、サプライ・カタログ、文書等を含む。)を添付するものとする。

## 第7章 契約の事故

# 7.1 納期の猶予及び履行遅滞

## 7.1.1 納期の猶予の申請

- (1) 相手方は、納期までに契約の履行が完了しないおそれがあり、その全部 又は一部について履行を延期する必要があると判断した場合は、少なく とも納期日の2週間前(納期日の2週間前以降に検査不合格となった場 合は速やかに)までに契約担当係官に連絡するとともに、その指示に従っ て納期猶予申請書(別紙様式第7-1-1号)(以下7.1において「申請 書」という。)正2部、写し4部(別に指示した場合は、その部数とする。) を物品管理職員(本契約の要求元(資材計画部・整備部等の担当官等)) の確認をへて停滞なく提出し、分支担官の承認を受けなければならない。 この場合において、当該申請書につき監督官又は検査官の確認を求めら れた場合には、当該監督官又は検査官の確認を受けた後、提出しなければ ならない。
- (2) 相手方は、納期までに申請書を提出しなかったとき、又は納期後契約物品を納入場所に持ち込んだときは、遅滞なくこれらの理由を記載した申請書を(1)に定めるところにより提出し、分支担官の承認を受けなければならない。
- (3) 相手方は、7.1.2 の規定により承認された期日までに履行することが更に困難となったとき、又は履行することができなかったときは、再度申請を提出し承認を受けなければならない。

#### 7.1.2 納期の猶予の承認

分支担官は、相手方が提出した申請書について納期猶予を承認した場合、有

責又は無責の条件を付した納期猶予判定書(別紙様式第7-1-2号)を交付する。

## 7.1.3 延納金及び遅滞金

- (1) 7.1.2 の承認に当たり、納期の猶予の原因、理由が相手方の責に期すべきもの(下請負者等を含む。)と判定された場合には延納日数に応じ、契約条項に定める延納金を支払わなければならない。この場合において、相手方の申請に基づき官側が定めた期日に監督又は完成検査が着手されなかったときは、その日の翌日から起算して監督又は完成検査に着手した日までの日数を延納日数に算入しない。
- (2) 7.1.1(2) の場合において、申請書の提出が相手方の責により遅れたときは、契約条項の定めるところにより遅滞金を支払わなければならない。ただし、提出が遅れたことについて、やむを得ない理由がある場合には免除されることがある。

# 7.2 不合格品の値引受領

- 7.2.1 完成検査又は受領検査において、不合格と判定された契約物品(以下「不合格品」という。)について、使用上重大な支障がないと認め、値引受領が相当と認めた場合又は相手方から値引受領の申請があった場合には、特にその受領を容認することがある。
- 7.2.2 相手方は、値引受領の申請をしようとする場合には、不合格品納入申請書 (別紙様式第7-2-2号)(以下7.2において「申請書」という。)3 部を提出し分支担官に承認を受けなければならない。
- 7.2.3 値引受領が容認された場合、相手方は値引額その他受領の条件等について、契約の変更を行わなければならない。
- 7.2.4 相手方は、7.2.3 に規定する契約の変更が行われた場合は、検査官から当該不合格品について検合印の押印又は表示を受けるとともに、不合格品値引受領確認証(別紙様式第7-2-4号)の交付を受けなければならない。ただし、納入先部隊等で受領検査(品質の確認に限る。)を行ったものについては、押印又は表示が省略される場合がある。
- 7.2.5 受領が承認され不合格品を納入する場合には、5.12 の規定に従い納入するものとする。
- 7.2.6 相手方は、値引受領が認められなかった場合には、当該不合格品について 修補を行い又は代替の物品をもって 5.10 又は 5.12 の規定に従い、監督、完 成検査又は受領検査を受け、あるいは 6.1 又は 7.4 の規定に従い、契約の変 更又は契約の解除等の手続をとるものとする。
- 7.2.7 相手方は申請書を提出したことにより履行遅滞となった場合には、容認

又は棄却までに要した審査期間(容認された場合にあっては、申請書提出の日から容認された日まで、棄却された場合にあっては、申請書提出の日から棄却決定通知の日までの期間をいう。)は、契約相手方の責任とする。

- 7.3 官給物品等又は役務対象物品の滅失、損傷等
- 7.3.1 官給物品等事故届の提出

相手方は、契約物品の製造又は役務のため受領した官給品等あるいは役務対象物品に亡失、滅失又は損傷等の損害(官側の責めに帰すべき場合を除く。)が生じた場合には、速やかに官給物品等事故届(別紙様式第7-3-1号)4部を契約担当係官に提出し、官給物品等又は役務対象物品の処置及び契約上の処理について分支担官と協議し指示を受けなければならない。

7.3.2 契約物品等事故届の提出

相手方は、契約物品(既に取り付け等が行われた官給品を含む。)に亡失、 滅失又は損傷の損害が生じた場合は、速やかに、契約物品等事故届(別紙様式 第7-3-2号)4部を作成し、契約担当係官に届け出なければならない。

7.3.3 物品亡失、損傷報告書の提出

相手方は、7.3.1 又は 7.3.2 により届け出を行った場合には、速やかに物品 亡失、損傷報告書(別紙様式第 7-3-3 号) 4 部を作成し、物品管理職員に届け出て指示を受けるものとする。

- 7.3.4 事故の処理に関する合意書
  - 7.3.1 又は 7.3.2 に規定する届け出を提出した後、分支担官と協議が整った場合には、必要に応じて事故の処理に関する合意書(別紙様式第 7-3-4号)を作成しなければならない。
- 7.4 契約解除
- 7.4.1 相手方は、契約の履行が不能となり、契約物品の全部又は一部を納入することができなくなった場合には、少なくとも納期日の2週間前(納期日の2週間前以降に検査不合格となった場合は速やかに)までに契約担当係官に申し出るとともに、その指示に従って契約解除(承認)申請書(別紙様式第7-4-1号)を提出し、分支担官の承認を受けなければならない。
- 7.4.2 相手方は、提出した契約解除申請について、分支担官が契約解除を承認した場合、有責又は無責の条件を付した契約解除承認書を交付する。契約の全部を解除する場合には、解除に伴う代金の減額、損害賠償の額その他の処理について分支担官と協議を、契約の一部を解除する場合には、契約の変更の手続をしなければならない。
- 7.4.3 相手方は、契約を解除した場合においてその理由が相手方の責めに帰すべきときは、契約で特別な定めをした場合を除き、解除部分に相当する代金の

- 10パーセントに相当する金額を違約金として徴収される。ただし、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、その超過分の損害について賠償を請求されることがある。
  - (1) 相手方の責めに帰すべき理由により、履行期限までに契約物品を納入しなかったとき。
  - (2) 相手方の責めに帰すべき理由により、契約物品を納入することができなくなったとき。
  - (3) 相手方が契約上の義務に違反したことによって、その契約の目的を達成することができなくなったとき。
  - (4) 相手方が債権の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 7.4.4 相手方に誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じたと 認められる場合は、特約条項に基づき当該契約は解除となり、前記 7.4.1 から 7.4.3 に準じた手続を実施しなければならない。
- 7.5 契約物品等の契約不適合
- 7.5.1 相手方は、納入された契約物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない事(以下契約不適合という。)(数量の不足を含む。)がある場合には、契約条項の定めるところに従い、相当の期限内に修補等(修補、良品との取替え又は不足数量の追加をいう。以下同じ。)、代金の減額及び損害賠償の責めを負わなければならない。ただし、官給品等又は役務対象物品に起因する契約不適合若しくは官側の指示した事項に速やかに異議を申し立てたにもかかわらず当該説明によることを求めた事項によって生じた契約不適合(相手方がこれらの契約不適合を知った場合において、これを官側に通知しなかったときを除く。)並びに受領検査において契約物品の全数について数量を確認した場合における数量の契約不適合(数量不足)については、その責めを免れる。
- 7.5.2 契約不適合請求期間は、契約条項に次のように定められている。ただし、 特殊条項において別に定める場合には、これによるものとする。
  - (1) 修補若しくは代金の減額の請求又は契約の解除の通知は契約物品の納 入の日から1年
  - (2) 数量の不足についての通知は、契約物品の納入の日から6ヵ月
  - (3) 相手方が当該契約不適合について知って告げなかったときは、(1)の場合においては、当該契約不適合が発見された日から1年、(2)の場合においては6ヵ月
  - (4) 修補の期限が契約不適合請求期間の満了の日以後に到来すること になっている場合における代金の減額の請求又は契約の解除の通知は、

#### 当該期限の到来の日から2週間

- 7.5.3 相手方は、納入した契約物品について契約条項(特殊条項を含む。)に定 める契約不適合請求期間内において、分支担官から異状通知書(別紙様式第7 - 5-3-1号) の送付を受け契約不適合疑義品を受領したときは、契約不適 合担当係官(契約担当)に連絡するとともに、速やかに調査検討を行い、異状 通知書の内容に異議がないときは、修補等の区分に従って、修補等を行うこと になる。この場合、通知の日又は契約不適合疑義品を引き渡された日から30 日以内(いずれか遅い方)に、契約不適合調査報告書(様式任意)を添付した 契約不適合修補等承諾書 (別紙様式第7-5-3-2号) 9部(正×1、 写× 8)を契約不適合担当係官(契約担当)に提出し、併せて、「契約不適合修補等」 と記した監督・完成検査申請書(別紙様式第7-5-3-3号)を3部提出す る。なお、異常通知書の通知日から30日以内に契約不適合疑義品が引き渡さ れない場合には、速やかに契約不適合担当係官(契約担当)に未搬入の連絡を するものとし、契約不適合疑義品を受領せずに調査を行う場合には、その理由、 調査方法等を具体的に示した理由書(様式任意)を契約不適合担当係官(契約 担当)に提出することになる。また、調査等に先立ち必要と認めるときは、異 状の詳細を文書により分支担官に求めることができる。
- 7.5.4 相手方は、契約不適合物品の修補等をしようとする場合において、修補等 の条件が返送修補、出張修補、良品との取替え又は数量の追加等であるときは、 必要な監督及び検査を受けることになる。
- 7.5.5 相手方は、契約不適合修補等にあたって官給品を必要とする場合は、官給品等支給申請書(別紙様式第7-5-5号)5部を遅滞なく提出しなければならない。
- 7.5.67.5.3 本文の規定は、送付を受けた異状通知書の内容について異議があるときに準用する。この場合において、契約不適合修補等承諾書(別紙様式第7-5-3-2号)を異議申立書(別紙様式第7-5-6号)と読み替え、監督官等の確認を得るものとする。
- 7.5.7 相手方は、やむを得ない理由により 7.5.3 に規定する期限までに契約不適合修補等承諾書又は異議申立書を提出することができない場合には、監督官等の確認を受けた猶予願書(別紙様式第 7-5-7号)5 部(正×2(うち1部についてはスケジュール表を添付)、写×3)を提出し、分支担官の承認を受けることにより、当該期限を延長することができる。

なお、通知の日又は契約不適合疑義品を引き渡された日から30日以内(いずれか遅い方)までに異議の申し立て(回答期限の猶予申請を含む。)がない場合は、異状通知書の内容について相手方の承諾が得られたものとして、契約

不適合修補等承諾書の提出を求めるものとする。

- 7.5.8 相手方は契約不適合修補等に代え、契約不適合部分に相当する金銭を支払うことにより解決することを希望する場合は、金銭賠償申立書(別紙様式第7-5-8号)10部(正×2、写×8)を契約不適合担当課係官に提出し、分支担官の承認を受けなければならない。
- 7.5.9 異議申立書を受理後、相手方が申し立てた異議の内容を調査し、契約不適合判定通知書(別紙様式第7-5-9-1号)を交付してその結果を通知する。なお、相手方から提出された異議申立について、分支担官が当該異議申立を相当と認めた場合には、非契約不適合通知書(別紙様式第7-5-9-2号)を通知する。
- 7.5.10 異議申立書を受理後、契約不適合判定により契約不適合請求権があると分支担官が判断した場合は、相手方と協議を行う。その結果、修補等、代金の減額及び損害賠償について協議が整った場合は、合意内容を明らかにした契約不適合に関する合意書(別紙様式第7-5-10号)10部(正×2、写×8)を契約不適合担当係官(契約担当)に提出するものとする。
- 7.5.11 相手方は、必要な監督及び検査を受けた契約不適合修補物品を納入する場合には、契約不適合修補等確認証(別紙様式第7-5-11号)5部を作成の上、5.10.9 に規定する完成検査合格証とともに契約不適合修補物品に添付して、物品管理職員に提出後、確認を受けた契約不適合修補等確認証を受領するものとする。なお、契約不適合修補等承諾書に記載した修補等完了予定年月日までに契約不適合修補物品を納入することができない場合には、7.5.7の規定に準じて猶予願書5部(正×2(うち1部についてはスケジュール表を添付)、写×3)を提出する。
- 7.5.12 相手方は、合意書において甲が損害賠償の請求権を留保したときは、当該損害賠償の額につき分支担官と協議するものとし、協議が整ったときは7.5.10 に準じて合意書を取り交した後、契約担当係官の指示を受けるものとする。
- 7.5.13 相手方は、契約不適合修補等に併せ装備品等不具合調査(以下「UR調査」という。)の依頼を受けた場合には、契約不適合修補等を優先して行いながら、且つ、可能な範囲においてUR調査を並行して行い、対策案を作成・提出するものとする。
- 7.5.14 相手方は、契約不適合等物品の処理状況について、国産契約については毎年3月31日現在の状況を契約不適合処理状況報告(国産)(別紙様式第7-5-15-15)により、翌年度の4月末日迄に契約不適合担当係官(契約担当)に報告するものとする。なお、輸入契約については、毎月末までの状況

を契約不適合処理状況報告(輸入)(別紙様式第7-5-15-2号)により、翌月5日迄に契約不適合担当係官(契約担当)に報告するものとする。

# 7.6 紛争の解決等

- 7.6.1 相手方は、当該契約の履行、監督・検査、原価監査等について、官側と 紛争が生じたときは、次に掲げる事項を明らかにした紛争発生通知書(様式随 意)3部を分支担官(管理課長等気付)に提出し、調整解決を求めることがで きる。
  - (1) 紛争発生年月日及び発生場所
  - (2) 紛争が発生した事項
  - (3) 紛争発生事由
  - (4) その他必要と認める事項
- 7.6.2 相手方は、7.6.1 に定める契約に関する紛争が解決したときには、紛争 に関する覚書又は合意書を取り交した後、分支担官の指示に従い、所要の措置 を講ずるものとする

# 第8章 代価請求及び支払

#### 8.1 代価請求

相手方は、納品書を受領次第速やかに、請求書(別紙様式第8-1-1号) 及び銀行振込依頼書(別紙様式第8-1-2号)その他契約担当係官が指示する書類を添付の上代価の請求を行うものとする。この場合、請求に伴う支払一件書類の内容について訂正、不鮮明等による再作成、再提出等が生じないよう支払業務の促進に協力する必要がある。

なお、請求書の宛先は、「分任資金前渡官吏 航空自衛隊第2補給処調達部会 計課長」とし、正2部、副1部を提出しなければならない。

#### 8.2 年間請求計画表

相手方は、支払請求に先立って、年間請求計画表(別紙様式第8-2号)を 次の要領により年2回提出するものとする。提出されなかった場合は、予算制 約により希望する時期に支払が困難となる場合がある。

なお、第1/四半期(4月、5月、6月)分については、1回目で提出した 金額を2回目で変更することができないので注意するものとする。

(1) 1回目

ア 提出期限:1月上旬

イ 対象契約:次年度支払請求する国債契約(12月末契約分まで)

(2) 2回目

ア 提出期限:4月上旬

イ 対象契約:今年度支払請求する国債契約

# 8.3 月間請求予定表

相手方は、支払請求に先立って、翌月の月間請求予定表(B/L、T/T、部分払を含む。)(別紙様式第8-3号)を当月20日までに契約担当係官に提出するものとする。提出されなかった場合は、予算制約により支払が困難となる場合があるので、確実に行うものとする。

なお、支払が前金払又は部分払である場合は、別途に部分払等申請書を提出 するものとする。

### 8.4 前金払

- 8.4.1 契約物品の代価は、原則として納入が完了した後に支払われる。ただし、 航空機部品等の製造、修理の請負契約及び輸入品売買契約で納入までに長期 間を要し契約金額が一定額を超える場合には、特約により契約物品の納入前 に前金払を実施することがある。従って、相手方は、分支担官の示す契約条件 に留意し前払金に関する特約条項が付されている場合は、その特約の内容を 熟知の上円滑に運用する必要がある。
- 8.4.2 相手方は、製造及び修理の請負契約における前金払について、その適用条件又は範囲等が会計年度ごとに異なり、また、契約の対象機種、履行期限の長短等により契約金額に対する前金払の割合が異なるため、事前に契約担当係官と十分調整を行う必要がある。

#### 8. 4. 3

- (1) B/L払とは、当該契約に係るC&F又はCIF価格が15,000ドル以上の場合に、当該契約に係るC&F又はCIF価格を限度として適用するもので、外国の製造業者又は輸入業者から契約物品が出荷され、相手方が銀行からB/L(船荷証券)を買取り、又はT/R(トラスト・レシート)を差し入れて荷物の貸渡しを受け、当該B/Lを提出し前金払の申請があったとき、B/L相当額の円貨を前金として相手方に支払うものである。
- (2) T/T払とは、当該契約に係るC&F又はCIF価格が、15,000ドル以上の場合で、外国の製造業者が契約代価の一部について前払いを見積りの条件としている場合に限り、契約の締結後に相手方が製造業者宛に前金として電信為替による送金をした場合に、その証拠書類に基づきその送金相当額を相手方に支払うものである。

# 8.4.4 提出書類

8.4.4.1 相手方は、随意契約において見積書の提出を求められた際に、前金払等

を実施する条件を明示された場合は、あらかじめ次に掲げる書類1部を契約 班に提出するものとする。ただし、輸入品の契約にあっては、前金払等を必要 とする次期及び金額を明確にした外国製造メーカー、又は販売総代理店の発 行するクォーテーションをもってこれに代えることができる。

- (1) 前金払等適用申請書(別紙様式第8-4-3-1-1号)
- (2) 前金払等を必要とする理由書 (別紙様式第8-4-3-1-2号)
- (3) 前金払等使用計画書(別紙様式第8-4-3-1-3号)
- (4) 契約物品納入予定表(別紙様式第8-4-3-1-4号)
- 8.4.4.2 前金払の担保の提供の免除に伴う書類の提出

相手方は次の各号のいずれにも該当すると認められる場合には、前金払の担保の提供の免除の承認を受けるために前金払等担保免除承認申請書(別紙様式第8-4-4-2号)を3部(正 $\times$ 2、副 $\times$ 1)提出し、分支担官の承認を受けるものとする。

- (1) 資本金が1億円以上であること。
- (2) 過去5か年に渡り継続して契約履行の実績があること。
- (3) 直前決算において繰越欠損金を計上しないこと。
- (4) 直前2か年に渡り継続して株式の配当を行っていること。
- 8.4.4.3 相手方は、特約条項に基づき前金払の支払を受けようとする場合は、次に掲げる書類を契約担当係官に提出しなければならない。ただし、輸入品の契約にあっては、(7)から(10)のT/T払及びB/L払をした外国為替銀行の証明書を提出するものとする。

なお、(4)から(6)については、免除することができる場合があるので、契約 担当係官の指示に従うものとする。

- (1) 前金払等申請書(別紙様式第8-4-4-3-1号)
- (2) 前金払等請求書(別紙様式第第8-1-1号)
- (3) 前払金使途予定表(別紙様式第第8-4-4-3-2 号)
- (4) 前金払に伴う債務の弁済に関する連帯保証状(別紙様式第8-4-4 -3-3号)
- (5) 前金払等保証状提出書(別紙様式第8-4-4-3-4号)
- (6) 前金払等保証状受領証 (別紙様式第8-4-4-3-5号)
- (7) B/L等(船荷証券、航空貨物輸送証)、ただし、B/L払の申請時に 限る。
- (8) 外国の製造業者又は輸入業者の送り状(INVOICE) ただし、B/ L払の申請時に限る。
- (9) 銀行送金計算書、ただし、B/L払、T/T払の申請時に限る。

- (10) 外国為替銀行の発行する決済証明書、ただし、B/L払、T/T払の申請時に限る。
- (11) その他契約担当係官が指示する書類

# 8.4.5 前払金の担保

- (1) 前払金の担保の種類は、事務の簡素化を考慮し、連帯保証状によるものとする。
- (2) 前払金の担保の提供手続 連帯保証状(正本)に、前金払等保証状提出書(別紙様式第8-4-4 -3-4号)を添えて分支担官に提出し、前金払等保証状受領証 (別紙 様式第8-4-4-3-5号)の交付を受けるものとする。

#### 8.4.6 前払金の担保の返還手続

契約の履行が完了し、前払金の精算が行われたときは、前金払等保証状受領証 (別紙様式第8-4-4-3-5号) の請求及び受領欄に記名のうえ、分支担官に提出し、連帯保証状の返還を受けるものとする。

- 8.4.7 相手方は、前払金を請求しようとするときは、会計担当係官と所要の調整を行ったうえ、分任資金前渡官吏に請求するものとする。
- 8.5 部分払申請
- 8.5.1 相手方が、部分払の特約条項に基づき部分払の請求をしようとする場合には、前月末迄に契約担当係官に 8.1 に規定する請求書とともに部分払申請書(別紙様式第8-5-1号)4部を提出し、分支担官の承認を得るものとする。
- 8.5.2 部分払は、契約履行の完了前に相手方の履行の状況に応じて、既納又は既済部分に対する一定割合の金額を支払うものである。部分払の回数は契約金額に応じて、次の基準とする。(括弧内の金額は輸入品の契約に適用)。なお、部分払の有無、回数は 3.9.1(4)で規定する商議において決定する。また、支払回数が多い場合は、5.1 に規定する納入計画書の提出を求めることがある。
  - (1) 500 万円(500 万円)を超え 3,000 万円(1,000 万円)以下の場合には1回
  - (2) 3,000 万円(1,000 万円)を超え 6,000 万円(2,000 万円)以下の場合には 2回以内
  - (3) 6,000 万円(2,000 万円)を超え1億円(3,000 万円)未満の場合には3回 以内
  - (4) 1 億円(3,000 万円)以上の場合には4回以内、ただし、これにより難い場合は、1 億円(1,000 万円)を超えるごとに回数を1回加えることができるものとし、合計回数は9回以内とする。

#### 8.6 債権の処理

契約事故の解決に伴う延納金、遅滞料及び違約金等の徴収については、国が支払う契約代価がある場合は、その代価と相殺される。ただし、国が支払う契約代価がない、又は債権の額が国が支払う契約代価以上の場合は、航空自衛隊補給本部歳入徴収官から相手方に納入告知書が発行されるので、指定の金融機関に払い込まなければならない。

# 第9章 その他の手続

### 9.1 特定調達契約

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を実施する場合、特例政令に基づき行う特定調達契約に関する問い合わせは、契約課及び輸入課(担当:総括班長)に申し出るものとする。

9.2 売掛債権担保融資保証制度の適用

相手方が中小企業者(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する者をいう。)である場合には、一定の条件を満たす契約について、売掛債権担保融資保証制度を利用することができる。当該制度を利用しようとする場合は、契約担当係官に問い合わせるもとのする。

# 9.3 苦情

相手方は、契約履行中又は契約履行後において、当該契約に関し支障又は苦情があるときは、その旨を調達計画官に申し出て、解決を図るものとする。

# 9.4 特別事項

- (1) この心得は、分支担官が必要と認めた場合には、内容、項目等の加除、 差し替え等を行うことがある。
- (2) 分支担官が、この心得により処理することが困難又は不適当と認めた事項については、別に指示することがある。
- 9.5 法令等の改正等があった場合の取扱

法令等の改正等があった場合において、この心得に規定するものと相違する ものがあるときは、法令等の規定が優先する。

9.6 様式の用紙規格

この心得において規定する別紙様式の用紙規格は、A4判とする。

- 9.7 輸入品等に関する契約に係る価格等証明資料について
- 9.7.1 輸入品等(防衛省が直接又は輸入業者を通じて外国から調達する装備品等(防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第4条第13号に規定する装備品等をいう。)及び役務(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協

定に基づく有償援助により調達する装備品等及び役務を除く。)をいう。以下同じ。)に関する契約において、価格等証明資料とは、見積資料(いわゆるクォーテーション。以下同じ。)の原本、品質証明書の原本及び送り状(いわゆるインボイス。以下同じ。)の原本をいう。

- 9.7.2 輸入品等に関する役務請負契約において、価格等証明資料は、外国役務業者が発行したものに限る。
- 9.7.3 輸入品等に関する役務請負契約以外の契約において、価格等証明資料は、 外国製造業者が発行したものを原則とする。ただし、外国製造業者が発行した 価格等証明資料が存在しない場合は、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しないことの理由書及び契約の相手方による価格等証明資料の内容 の妥当性を当該外国製造業者が証明した資料をもって外国製造業者が発行し た価格等証明資料に代えるものとする。
- 9.7.4 輸入品等に関する役務請負契約以外の契約において、調達物品が流通業者所有中古品(サープラスユーズド)の場合で、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在せず、かつ、契約の相手方による価格等証明資料の内容の妥当性を当該外国製造業者が証明できないときは、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しないこと及び契約の相手方による価格等証明資料の内容の妥当性を外国製造業者が証明できないことの理由書並びに契約の相手方による価格等証明資料の内容の妥当性を他の手段により証明した資料をもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えるものとする。この場合において、流通業者が価格等証明資料の内容の妥当性を証明した資料のみをもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えることは認めないものとする。
- 9.7.5 輸入品等に関する契約の相手方は、分支担官に対し、価格等証明資料のうち見積資料の原本又はその代替資料(9.7.3 又は9.7.4 の規定に基づき見積資料に代えて提出する資料をいう。)を契約締結時に、品質証明書及び送り状の原本又はその代替資料(9.7.3 又は9.7.4 の規定に基づき品質証明書又は送り状に代えて提出する資料をいう。)を入手後、速やかに提出しなければならない。
- 9.7.6 輸入品等に関する契約の相手方は、価格等証明資料の発行者から、当該価格等証明資料を分支担官に提出することについて、あらかじめ了承を得るものとする。
- 9.8 (下請負企業からの輸入品等に係る価格の妥当性の確認)
- 9.8.1 契約に含まれる輸入品等に係る価格の妥当性の確認等
  - (1) 装備品等及び役務の調達(一般輸入調達及び有償援助調達を除く。) に

係る契約において、契約履行のために必要な輸入完成品、輸入ノックダウンキット、輸入コンポーネント、輸入パーツ、輸入鋳鍛造粗型材及びこれらに付随する外国からの役務(以下「輸入完成品等」という。)を直接又は下請負者(防衛省との契約相手方から業務の一部の下請負を受けた者をいう。)を通じて調達する場合、入札参加者及び契約相手方(以下「契約相手方等」という。)は、契約担当官等から見積資料の提出を求められたときは、輸入完成品等に係る見積価格に関する資料(いわゆるクォーテーション及びその他関係書類を含む。以下同じ。)及び品代に含まれる費用の内訳が確認できる資料について、当該資料の発行者の同意を得た上での提出又は提示するものとする。

- (2) 輸入完成品等に係る見積価格に関する資料については、原則として外国製造業者が発行したものの写しとする。
- (3) 前号により難い場合には、輸入完成品等を発注する下請負者が外国製造業者の発行した輸入完成品等に係る見積価格に関する資料の写しを提出等できない理由、契約相手方等又は契約担当官等が外国製造業者へ直接問い合わせを行うことについての当該下請負者の同意、契約相手方等から外国製造業者へ直接確認した結果及び当該輸入完成品等の価格の妥当性を証明する資料など、適正な予定価格の算定に必要な資料を提出するものとする。
- (4) 第1号に規定する調達の契約に付した特約条項に基づき代金の確定を行う場合においては、契約相手方等から提出又は提示された外国製造業者等が発行した送り状(いわゆるインボイス)その他の資料についても、第2号及び第3号の規定を準用する。
- (5) 再下請負者(下請負者から業務の一部の下請負を受けた者及び当該者以降の全ての同様の下請負者をいう。)を通じて調達する輸入完成品等であって、契約相手方等が必要と判断する場合は、第1号から第3号までの規定に準じた措置を講ずるものとする。
- 9.9 コンプライアンス要求事項
- 9.9.1 コンプライアンス要求事項の確認

原価計算方式で予定価格を算定している契約を締結している契約の相手方は、社内不正防止及び法令遵守に関する体制の一環として社内規則類において次に掲げる事項(以下「コンプライアンス要求事項」という。)を規定するとともに、これらが適切に達成されていることを証明するため、契約の締結に際して分支担官からの求めに応じ、法令遵守に関する社内規則類と併せてのコンプライアンス要求事項確認書(別紙様式第9-9-1号)を提出しなければならない。ただし、同一年度において、当該相手方が同一の分支担官に当該確認

書を提出している場合は、この限りではない。

- (1) 締結した契約に関し、一度計上した工数や直接費(原価のうち、製品の生産に関して発生することが直接に確認され、それに伴い直接に計算することが適当と認められる経費をいう。)を修正する場合には、変更の内容及び理由を明らかにした書面により上位者の承認を受ける等の適切な手続きを取ること。
- (2) 前号の書類が少なくとも契約履行完了後5年間以上保存され、分支担官による制度調査や原価監査に際して確認できる体制としていること。
- (3) 不正行為を察知した場合の防衛省への公益通報を含む通報窓口及び通報手続を防衛関連事業に従事する全職員に適切に周知すること。
- (4) 防衛関連事業に従事する全職員を対象とした原価計上等に関するコンプライアンス教育を実施すること。
- (5) 本社の内部統制部門により、防衛関連部門に対し、適切な周期で定期的に内部監査を実施すること。
- 9.9.2 契約の相手方は、社内規則類がコンプライアンス要求事項を満たさない場合には、コンプライアンス要求事項確認書の提出日から3か月以内に、当該コンプライアンス要求事項を満たすための社内規則類の改正又は新たな社内規則類の制定を行わなければならない。
- 9.9.3 常続的に契約を締結している契約の相手方に対しては、契約の締結に先立って年度当初にコンプライアンス要求事項確認書の提出を求める場合がある。
- 9.9.4 分支担官は、コンプライアンス要求事項の実施状況を制度調査において 確認します。この際、契約の相手方の本社コンプライアンス部門は、分支担官 の行う確認に協力しなければならない。
- 9.9.5 分支担官は、契約の相手方が次のいずれかに該当する場合には、当該相手方の本社コンプライアンス部門に対してコンプライアンス要求事項の達成のための是正措置を求めることがある。
  - (1) コンプライアンス要求事項のすべてを満たす社内規則類の改正又は新たな社内規則類の制定の措置が取られない場合
  - (2) コンプライアンス要求事項の実質的な実施が、分支担官が行う制度調査において確認できない場合
- 9.10 インセンティブ契約制度
- 9.10.1 製造請負契約、役務請負契約、その他履行に際して加工工程を要する契約であって、その予定価格を原価計算方式によって算定したものを締結する場合に、当該契約にインセンティブ契約制度に関する特約条項を付すもので

ある。

- 9.10.2 9.10.1 に該当しない場合であっても、契約の相手方が希望するときは、 当該契約に特約条項を付すことができる。
- 9.10.3 契約の相手方がインセンティブ契約制度の適用申請を行うときは、原価 改善提案書又は原価改善申告書(別紙様式第9-10-3号)3部を契約担 当係官に提出しなければならない。
- 9.10.4 分支担官が原価改善提案を採用決定し、又は原価改善申告を認定した場合は、インセンティブ契約制度に関する確認書(以下「確認書」という。)(別紙様式第9-10-4号)を相互に取り交わすものとする。
- 9.10.5 9.10.4 に規定する確認書を取り交わした場合には、申請契約について、インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項(原価改善提案書等に係る確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項)を付す変更契約を行うものとする。
- 9.10.6 インセンティブ契約制度の適用を受ける契約への新規参入の申し込みに関する公示は、調達部庁舎 1 階の掲示板及び 2 補ホームページに掲載されるので、新規参入を希望する者は、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約への入札参加申請書(別紙様式第 9-1 0-6 号)を作成し必要な要件を証する資料を添付して申請するものとする。なお、審査に際し必要な追加の資料を求める場合がある。
- 9.10.7 9.9.6 による申請に対する審査の結果、新規参入者として適正であると 判定された場合には、以後の契約を当初の契約の相手方と新規参入者との指 名競争契約によるものとする。これは、制度の適用を受ける期間において、 当初の契約相手方及び新規参入者の双方が契約の締結を希望する限り継続 するものとする。
- 9.10.8 9.10.7 の規定により指名競争入札を行う場合には、インセンティブ料 (新規参入者にあっては、それに相当する額として 9.10.12 に規定する価格 削減インセンティブ料)を含んだ価格により入札を行うものとする。
- 9.10.9 9.10.7 の規定による指名競争入札により、新規参入者が落札した場合には、契約の締結に先立って、価格削減確認書(別紙様式第9-10-9号)を提出し、当初の契約の相手方が受けていた制度の適用終了年度において、当該相手方が約定していた価格以下の価格で履行することを約束しなければならない。ただし、制度の適用を受ける契約に関し、当該新規参入者が落札するのが2回目以降の契約であって、過去に同種契約に係る価格削減確認書を提出している場合にはこの限りではない。
- 9.10.10 新規参入者が落札し契約を締結するときには、インセンティブ制度の

適用を受ける契約に関する特約条項(価格削減確認書による価格削減額を保証する契約に適用する特約条項)を付して契約を締結するものとする。

- 9.10.11 新規参入者が 9.10.9 に規定する価格削減確認書の提出を拒んだ場合に は、指名競争入札における落札を取消し、当初の契約の相手方との随意契約を 再開するものとする。新規参入者が価格削減確認書の約束を破棄し、契約を解除した場合においても同様とする。
- 9.10.12 制度の適用を受ける契約に関し、新規参入者と契約するのが初回で、 価格削減確認書を提出する以前に落札した契約を締結する場合には、価格削 減インセンティブ料は新規参入者の落札した価格に含まれるものとし、当初 の契約の相手方がコスト削減を行う前の契約金額と、新規参入者が落札した 価格との差額を価格削減インセンティブ料とみなす。
- 9.11 書類の真正性の確認 相手方は分支担官による書類の真正性の確認に協力するものとする。
- 9.12 人権尊重の取組

相手方は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。